資　　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

七月二十三日（火）

○一般案件（抜粋）

一、平成二十五年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針について（決定）（経済産業省）

公　　告

諸　　事　　項

工　　場　　財　　団

宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11**東洋刃物株式会社**の工場財団に宮城県多賀城市宮内二丁目116番地東洋刃物株式会社多賀城工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年７月 25 日　　仙台法務局塩釜支局

外国譲与財産支給手続終了決定公告

平成 25 年７月 25 日　　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第39条において準用する第21条第１項第３号の規定により外国譲与財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

1　外国譲与財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成20年第１号

2　外国譲与財産支給手続終了決定の年月日　平成25年７月25日

3　終了決定をした理由

資格裁定を受けた者に対して被害回復給付金の支給等を行った結果、給付資金に残余（5,667円）が生じたものの、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めたため。

4　この公告に関する問い合わせ先

〒100―8903 東京都千代田区霞が関１丁目１番１号　東京地方検察庁　総務部　企画調査課

電話番号　03―3592―5611（代表）　内線6321

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第１５４号

長崎県南島原市深江町丙1959番地２

申立人　横田　壽康

本籍長崎県南高来郡深江村戊2635番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所長崎県南高来郡深江村、死亡年月日昭和７年９月22日、出生の場所長崎県南高来郡深江村、出生年月日明治40年10月17日、職業不明

被相続人　亡　横田　ワイ

事務所長崎県島原市片町616番地１　森本綜合法律事務所島原事務所

相続財産管理人　弁護士　山下　雄一

長崎家庭裁判所島原支部

平成２５年（家）第６０２４号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

申立人　国

本籍長崎県佐世保市針尾北町916番地、最後の住所長崎県佐世保市熊野町５番10号、死亡の場所佐世保市、死亡年月日平成７年11月23日、出生の場所長崎県南松浦郡濱ノ浦村、出生年月日昭和４年11月30日、職業不明

被相続人　亡　**松**場　幸男

長崎県佐世保市桜木町671番地20、事務所長崎県佐世保市高砂町４番11号

相続財産管理人　松田　信哉

長崎家庭裁判所佐世保支部

平成２５年（家）第６０２９号

東京都新宿区水道町３番１号

申立人　株式会社住宅債権管理回収機構

本籍長崎県西海市西海町丹納郷2123番地、最後の住所長崎県西海市西海町丹納郷2008番地１、死亡の場所長崎県佐世保市、死亡年月日平成24年９月25日、出生の場所長崎県西彼杵郡瀬川村、出生年月日昭和31年10月11日、職業不明

被相続人　亡　田中　康明

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷390番地、事務所長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1133

相続財産管理人　中山　勇一

長崎家庭裁判所佐世保支部

平成２５年（家）第４６５号

熊本市中央区内坪井町５番20―902号　グランドオークマンション内坪井緑邸

申立人　宮﨑　耕平

本籍熊本市西区京町本丁219番地、最後の住所熊本市西区池田２丁目49番34号、死亡の場所熊本市北区、死亡年月日平成25年４月15日、出生の場所朝鮮釜山府富民洞、出生年月日大正13年４月15日、職業無職

被相続人　亡　布村　信子

事務所熊本市中央区水道町14番27号ＫＡＤビル９階　桜樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮﨑　耕平

熊本家庭裁判所

平成２５年（家）第７００４号

沖縄県那覇市西１丁目19番７号

申立人　株式会社沖縄債権回収サービス

本籍沖縄県国頭郡本部町字浜元118番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所沖縄県宜野湾市、死亡年月日平成21年９月５日、出生の場所沖縄県国頭郡本部町、出生年月日昭和19年４月８日、職業不明

被相続人　亡　大城　洋一

沖縄県沖縄市諸見里２丁目３番23号

相続財産管理人　平良　保弘

那覇家庭裁判所名護支部

平成２５年（家）第４４７号

東京都港区虎ノ門１丁目７番12号虎ノ門ファーストガーデン

申立人　パルティール債権回収株式会社

本籍埼玉県上尾市大字小敷谷720番地６、最後の住所埼玉県上尾市西宮下２丁目82番地２上尾ハウス１―204、死亡の場所埼玉県上尾市、死亡年月日平成24年６月29日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和17年８月19日、職業不詳

被相続人　亡　千葉　高義

事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町１―８―２NMビル６階　神田大塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武藤　洋善

さいたま家庭裁判所